

公益財団法人たましん地域文化財団の
役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人たましん地域文化財団（以下「当財団」という。）の定款第13条及び第27条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、当財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 当財団は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給する。ただし、多摩信用金庫の役員或いは職員、並びに当財団の職員の身分を有する役員等は除く。

- 2 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等への出席の都度、別表第1に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。
- 3 非常勤評議員の報酬は日額とし、定款第13条に定める金額の範囲内で、評議員会等への出席の都度、別表第2に基づき支給する。

(費用)

第4条 当財団は、役員等がその職務を遂行するために要する費用を弁償する。

- 2 費用の弁償の額は実費とする。

(退職慰労金の支給)

第5条 当財団は、役員等が辞任又は死亡により退任した場合には、本人またはその遺族に退職慰労金を支給する。ただし、多摩信用金庫の役員或いは職員、並びに当財団の職員の身分を有する役員等は除く。

- 2 退職慰労金は50,000円とする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬及び費用は、その都度支給する。

- 2 報酬及び費用は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(公表)

第7条 当財団は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第2項の規定により、この規程を役員等に関する報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 平成25年3月6日一部改正施行
3. 平成30年6月19日一部改正施行

別表第1 非常勤役員報酬

役職	報酬日額 (一人当たり)	年度総額 (合計)
理事	10,000円 (源泉徴収後)	1,000,000円
監事	10,000円 (源泉徴収後)	200,000円

別表第2 非常勤評議員報酬

役職	報酬日額 (一人当たり)	年度総額 (合計)
評議員	10,000円 (源泉徴収後)	1,000,000円